

大分市瓦屋根強風対策促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 強風による住宅被害を軽減するため、既存住宅に係る瓦屋根の耐風診断又は耐風診断により、告示基準に適合しないことが判明した瓦屋根の耐風改修工事を行った住宅の所有者等に対して交付する大分市瓦屋根強風対策促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診断士 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規定に基づき実施するかわらぶきに係る技能検定（1級及び2級に限る。）に合格したかわらぶき技能士並びに一般社団法人全日本瓦工事業連盟に登録された瓦屋根工事技士及び同連盟の認定を受けた瓦屋根診断技士をいう。
- (2) 瓦屋根 粘土瓦葺き及びプレスセメント瓦葺きの屋根をいう。
- (3) 耐風診断 瓦屋根が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条第2項の規定に基づき、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件（昭和46年建設省告示第109号。以下「告示基準」という。）に適合しているか診断するもので、診断士が行ったものをいう。

(4) 耐風改修工事 耐風診断の結果、告示基準に適合しない瓦屋根に対して
行う、次に掲げるいずれかの改修工事をいう。

ア 告示基準に適合する住宅の瓦屋根への全面改修工事

イ スレート屋根、金属屋根等への全面改修工事

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも
該当する住宅（市内の人口集中地区に存する住宅又は大分市地域防災計画に
おいて建築物の強風対策の区域として定めた範囲に存する住宅に限る。以下
「補助対象住宅」という。）の所有者その他市長が別に定める者（国、地方公
共団体及びその機関を除く。）とする。

(1) 令和3年12月31日以前に着工された瓦屋根の住宅（長屋及び共同住
宅を含み、店舗等の用途を兼ねる住宅（以下「併用住宅」という。）にあっ
ては、当該店舗等の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ床面積
の2分の1未満のものに限る。）

(2) 実施しようとする次条第1項に規定する補助対象事業について、過去に、
別表に定める補助対象事業のうち、同一の区分に属する事業を実施してい
ない住宅

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者
としない。

(1) 市税の滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条

第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助

金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及び

補助の上限は、別表に定めるとおりとする。ただし、本市の他の制度又は国、

県その他の機関の制度による補助を受け、又は受ける予定のある場合は、当該

補助の対象となる経費は、補助対象経費に含めないものとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あら

かじめ次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に

提出しなければならない。

(1) 耐風診断支援事業

ア 大分市瓦屋根強風対策促進事業補助金交付申請書(診断)(様式第1号

(その1))

イ 耐風診断を受けようとする住宅の所有者及び当該住宅の建築年が記載

された官公署の発行した書類又はその写し

ウ 耐風診断を行う者が診断士であることを確認できる書類の写し

- エ 耐風診断を受けようとする住宅の位置図
- オ 耐風診断を受けようとする住宅が併用住宅の場合は、その概略平面図
- カ 耐風診断を受けようとする住宅の2方向からの全景写真
- キ 耐風診断に係る費用の見積書の写し
- ケ 誓約書
- コ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐風改修支援事業

- ア 大分市瓦屋根強風対策促進事業補助金交付申請書（改修）（様式第1号
（その2））
- イ 耐風改修工事を受けようとする住宅の所有者及び当該住宅の建築年が
記載された官公署の発行した書類又はその写し
- ウ 耐風改修工事を受けようとする住宅の位置図
- エ 耐風改修工事を受けようとする住宅が併用住宅の場合は、その概略平面
図
- オ 耐風改修工事を行う屋根面積が確認できる図面
- カ 耐風診断を行った者が診断士であることを確認できる書類の写し
- キ 耐風診断の結果が確認できる書類
- ク 告示基準を満たすことが確認できる耐風改修工事の概略の内容を示す
図面
- ケ 耐風改修工事に係る費用の見積書の写し

コ 耐風改修工事を受けようとする住宅の2方向からの全景写真

サ 誓約書

シ その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の適否を決定し、大分市瓦屋根強風対策促進事業補助金交付決定通知書（診断・改修）（様式第2号）又は大分市瓦屋根強風対策促進事業補助金不交付決定通知書（診断・改修）（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をするときは、必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更の内容等を記載した書面に補助事業の区分に応じ、第5条第1号又は第2号に掲げる書類（当該変更に係る書類に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の変更が補助対象経費の20パーセントを超える増減又は補助金の額に変更が生じるものであるときは、大分市瓦屋根強風対策促進事業補助金補助事業変更申請書（診断・改修）（様式第4号）に補助事業の区分に応じ、第

5条第1号又は第2号に掲げる書類（変更に係る書類に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更について承認したときは、大分市瓦屋根強風対策促進事業補助金補助事業変更承認通知書（診断・改修）（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（補助事業の取りやめ）

第8条 補助事業者は、補助事業を取りやめようとするときは、あらかじめ、大分市瓦屋根強風対策促進事業取りやめ届出書（診断・改修）（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市瓦屋根強風対策促進事業完了報告書（診断・改修）（様式第7号。以下「完了報告書」という）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の1月31日（やむを得ない事情があると市長が認める場合は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日）のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 耐風診断支援事業

ア 耐風診断の結果が確認できる書類

イ 耐風診断に要した費用の請求書又は領収書の写し

ウ 診断士が耐風診断を実施している状況の写真

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐風改修支援事業

ア 耐風改修工事の実施内容を示す平面図その他の図書

イ 耐風改修工事に要した費用の請求書又は領収書の写し

ウ 耐風改修工事の実施箇所に係る施工前、施工状況及び施工後の写真（施工状況の写真にあつては、瓦の留め付け状況が確認できるものに限る。）

エ その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、
適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市瓦屋根強風対策促進
事業補助金額確定通知書（診断・改修）（様式第8号）により、補助事業者に
通知するものとする。

(請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市瓦屋
根強風対策促進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければ
ならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたとき

は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその返還を求めることができる。

- (1) 第8条の規定による届出があったとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市瓦屋根強風対策促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市瓦屋根強風対策促進事業補助金交付要綱に規定する様式用の紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用

することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条及び様式第7号の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の様式第7号の規定による様式用の紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
耐風診断支援事業	補助対象住宅の耐風診断に要する経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額 (千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1棟につき21,000

		0円を限度とする。
耐風改修支援事業	補助対象住宅の耐風改修工事に要する経費	補助対象経費の額と屋根面積に社会資本整備総合交付金交付要綱について（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）別添の社会資本整備総合交付金交付要綱に定める額を乗じて得た額のいずれか低い額に100分の23を乗じて得た額（千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1棟につき552,000円を限度とする。

備考

- 1 社会資本整備総合交付金交付要綱にて定める額とは、同要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第11項第2号ロに規定する屋根面積に1㎡当たり乗じる単価をいう。
- 2 社会資本整備総合交付金交付要綱に定める額は、補助金の交付の決定をした時点における同要綱の規定による。